



## 江戸時代後期における精神障害者の処遇(1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 板原, 和子, 桑原, 治雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00003373">https://doi.org/10.24729/00003373</a>

# 江戸時代後期における精神障害者の処遇（1）

板原和子  
桑原治雄

## I はじめに

これまで、近代以前の精神障害者の処遇に関する研究では、活字となった随筆・紀行文等に依拠して狂気、狂者の状態・状況を描くことがほとんどで、それに基づき精神状態（憑依現象など）の構造を捉える等の研究もおこなわれてきた<sup>(1)</sup>。しかし一次資料に基づく実証的研究は、調べてみるとたいへん少ないのである。この意味で私たちにとって先駆的業績と認められるのは、山崎佐（1932）『精神病者処遇考（4）』である。山崎は、この論文で「幸ひ残存せる係役人の手控帳お呼び諸留書によれば、其監護處置としては『入牢』、『入檻』及び『溜預（ためあづけ）』の三種であつた」<sup>(2)</sup>と述べている。この研究以後、一次資料をもととして近代以前の精神障害者の処遇に焦点を当てた実証的研究は、長い間行われなかった。また、近代以前の精神障害者の処遇に触れる場合（触れた記載がそもそも少ないのだが）、活字となった随筆・紀行文等にもとづいて述べるか、あるいは山崎の研究を紹介するにとどまっていた。

このようななか、昼田源四郎（1985）は、奥州守山領『御用留帳』（元禄16年〈1703〉から慶応3年〈1867〉の160年にわたる計142冊の地方帳簿）から、守山領における精神障害を含めた「病」と人々のかかわりを明らかにする研究を行なった<sup>(3)</sup>。また須田圭三（1987）は飛騨〇寺の過去帳を分析して精神障害者の存在を具体的に述べている<sup>(4)</sup>。さらに桑原治雄（1992）は山崎が典拠とした文書の所在を探し、まだその存在を確認できないとしながらも、他の一次資料として『旧幕府引継書』から、江戸後期の精神障害者の処遇に関する実証的研究をすすめた。そのなかで、「入檻」「溜預」等、山崎が示した処遇方法を実証してきた<sup>(5)</sup>。そのうちの「入檻」については1997年の、「溜預」については1998年の精神医学史学会で報告している。これによりようやくこの領域の研究

が緒についたといえよう。今後は、活字となった二次資料ではなく、一次資料をもとにして歴史的事実を明らかにしていく研究が求められている。

本稿は、『旧幕府引継書』に記述されている精神障害者の処遇にかかわる事例を提示し、江戸後期における精神障害者にたいする社会的処遇の一端を明らかにすることを目的としている。『旧幕府引継書』は、1868（明治元）年の江戸幕府崩壊の際、新政府、市政裁判所に引き継がれた南北町奉行所の諸記録である（それはさらに同年開設した東京府庁に引き継がれた）<sup>6)</sup>。『旧幕府引継書』は『撰要類集』『市中取締書留』『仕置例類集』等に分かれ、さらに『撰要類集』は『享保撰要類集』『安永撰要類集』など時代別に編纂されているものと、『類集撰要』と『南撰要類集』など業務内容別に分かれているものからなっている。それらは現在国立国会図書館に保管され、また同館によってマイクロフィルム化されているが、その量は膨大であり、また目録も一部ができていないに過ぎない。筆者たちはマイクロフィルム化された『旧幕府引継書』のすべてを見ることがまだできていないが、これまで調べたなかでも江戸後期の精神障害者の処遇にかかわる事例の存在を確認したので、今回それらを紹介することとした。以下、山崎の提示した精神障害者に対する三つの処遇方法に沿って述べていく。

## II 江戸後期における精神障害者の処遇

### 1 入 檻

入檻とは、家族あるいは親族に乱心者が出て、その行動に家族が対応できず処遇に窮した際、その乱心者を自宅にこしらえた檻に閉じ込めて置くことであり、その後1900（明治33）年の精神病院監護法に規定された「私宅監置」と同様のものである。それは家族が恣意的にはできず、奉行所の承認を必要とした。ここにあげるのは『類集撰要』14巻にある「乱心者檻入願い並びに御検使口絵図面例」である。

恐れ乍ら書き付けを以て願ひ上げ奉り候(図1)

一 神田永井町家持利兵衛の祖母貞心申し上げ候、私忝天順義気分揃いに付き、家督の儀私孫利兵衛名前ヲ仕書?置き候処、当時別して差し募り乱心ニ罷

成殊の外手荒に罷成候ニ付き、召し仕等も居付き申さず商売等も相休み罷在難儀至極仕り候、之に依り右天順義養生の為私居宅内に檻を補理入れ置き申し度、此段願ひ上げ奉り候、何卒御聞濟み成し下し置かれ候様願ひ上げ奉り候、以上  
寛政五丑年七月十九日

神田永井町家持  
利兵衛祖母  
願人 貞心  
利兵衛煩(わづら)いに付き  
代 平八  
五人組 勘兵衛

右の通り吟味仕り候処相違御座無く候以上

名主 市蔵  
煩ひに付き  
代 久八

御奉行所様

右の通り御訴え申し上げ候はば御見分下し置かれる旨仰せ渡され候同日?

御見分之上御証文並びに絵図面とも左の通り

但し〇〇 一日召し出され願ひ之通り 仰せ付けられ候

差し上げ申す証文之事

一 神田永井町家持質屋利兵衛親天順と申す当丑三拾九才相成り候者、持病ニ〇〇有之気分相勝ち申さざるところ去る子年三月中俵長〇と申す拾四歳ニ相成り候者未だ幼年ニ御座候はば家督相続〇自分も同居仕り商売向き世話仕り罷在候処、同五月中親利兵衛儀剃髪いたし天順と相改め〇〇商売向き世話仕り罷在候へども兎角持病之〇〇時々指し募り候節は無生と相成り家内諸〇〇等打ちこわし、其の上妻並びに召仕等をも打擲仕り候義も度々有之候へども静かに候節は〇〇とて家内世話仕り罷在候処、此の節に至り別して相募り手荒ニ相成り火の元等も心元無く存じ奉り候間、右天順祖母並びに親類とも相談之上居宅内

に老間四方ノ檻ヲ補理入れ置き養生仕り度き段町役人とも一同〇〇御訴訟申し上げ候得？は、御見分下し置かれ候趣御改め之上願ひ之通り 仰せ付け下し置かれ候はば私共付き添い随分諸事心を付け万一出火等有之候節は早速連れ退き申す可く候、若し異変之の義御座候はば又は病死など仕り候はば早々に御訴え申上可旨、仰せ渡され奉願上為後日連書差し上げ申し候仍如件

寛政五丑年七月廿日

神田永井町家持

利兵衛祖母

乱心天順母

願人 貞心

天順妻 多免

同人俵利兵衛頼いニ付き

代 平八

五人組 清三郎

同 勘兵衛

同 傳藏

名主市藏頼いニ付き

代 久八

三河町式丁目家持

天順妻多免父

興左衛門

五人組 藤八

名主無く

当時組合持

小柳町

名主 勘藏

御番所

田中金次郎

平野初五郎

口上

一 神田永井町家持利兵衛父天順病氣ニ付き〇〇候ニ付き罷越様子見候処、天順義一体〇〇有之差し募り候節は手荒ニ罷ニ成り申し候処、此の節〇〇強く相昇り乱心仕り候様子ニテ〇〇定まり申さず候趣、私も懇合ニ付き服薬等仕候様見建ててより度々申し聞かせ候得とも服薬仕らず勿論食事等給候へども気遣成る義も御座無く候、併せて変症の極は計り難く存じ奉り候、容体御尋ねに付き口上書差し上げ申し候、以上

小十人

田中兵太夫地〇

同医

竹内?元 竜

丑

七月廿日

田中金次郎殿

平野初五郎殿

右の願い之通り 仰せ付けられ候ニ付き池田筑後守様御番所に御訴え申し上げ候下し書き左の通り

恐れ乍ら書き付けを以て御訴え申し上げ奉り候

一 神田永井町家持利兵衛方ニ居候同人祖母貞心申し上げ候、私忝天順と申す当丑三十九才に罷成候者兼ねて不揃ニ御座候処、当五月頃より別シテ差し募り乱心に罷成、殊の外手荒に相成り候ニ付召仕等も居付き申さず商売体も相休み罷在難儀至極仕り候、之に依り右天順義養生の為私居宅に檻補理入れ置き申し度き段昨廿日、土佐守様御番所ニ御訴え申し上げ候はば御見分之上今日召し出され願之通り 仰せ付けられ候、之に依り此の段御訴え申し上げ候

寛政五丑年七月廿一日

神田永井町家持

利兵衛祖母

御訴人 貞心

煩いに付き

代 伝藏

右利兵衛煩いニ付き

代 平八

五人組 勘兵衛

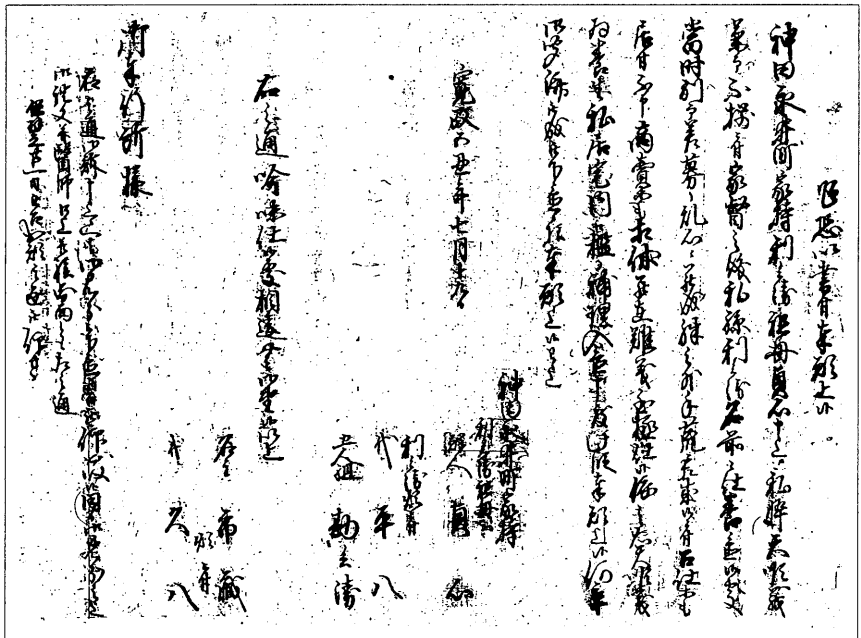
名主 市蔵

煩いニ付き

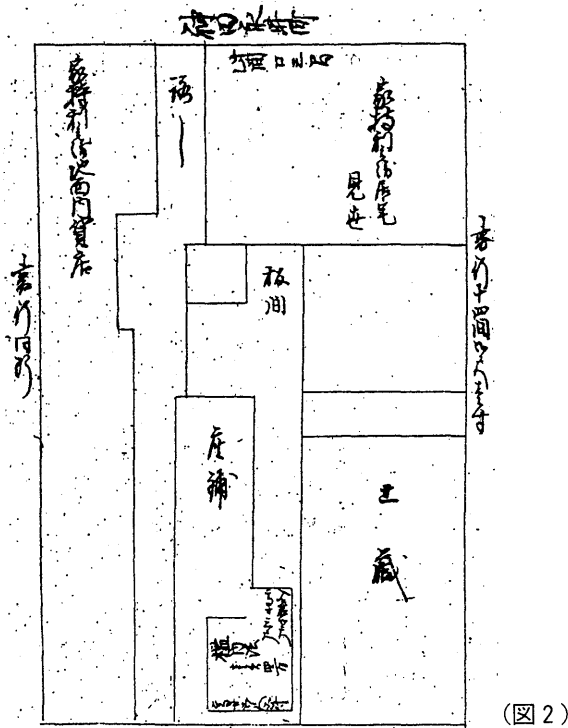
代 久八

御番所様

これは、「乱心」となって召し使いを打擲するなど商売も困難になり、また火の元も心もとなくなった息子を、私宅に檻をつくり入れ置くことを伺う、その母から御番所へあてた願い書である。願い人の母と息子には、五人組、名主、妻の父、その五人組ならびに名主が名を連ねている。これは山崎が指摘しているように相続、財産等の問題が出ないように、親族が一致して願い出ていることを



(図1)



(図2)

示すためである。名主はさらに願い書を「吟味」したことを証している。これに病状を記した医師の口上書、「乱心者」を入れ置く居宅の檻の絵図面が添えられる(図2)。こうして願い書が出されると、役人は「見分」に訪れ、裁可されることになる。入檻の必要の根拠として火の元の心配をあげているが、山崎の論考のなかで紹介している願い書の書式に、「火之元等心元無く候」<sup>(7)</sup>が記されていることから、これを入檻理由にあげるのはほとんど形式になっていたと考えられる。

## 2 入 牢

入牢は「乱心者」を牢に入れ置くことである。主要な刑罰は死刑と追放刑であった江戸時代において、牢屋にとじこめることを目的とする懲役や禁固にあ



たるものではなく、いわば未決囚を入れ置くところであった<sup>8)</sup>。この牢に、「乱心」のため家族、親族が対応できない場合に入れ置くことを願い出たのである。ここでは、『享保撰要類集』にある「御仕置筋之部」から仕置例(二十五)をあげる。

一 軽き町人倅或は甥弟など常々大酒いたし、異見仕り候ても相用いず酒給え候得ば、乱気の様罷成、町内を騒がせ迷惑致し候間、こらしめのため牢舎仕らせ度き旨にて、則ち其のもの召し連れ罷り出候得ば、当分牢舎或は非人溜預け申し付、心底直し可申す旨申し候へば、先々へ相返し申し候

一 軽き町人、手前に差し置き候親類乱気仕り片付け方も御座無く手に余り、其の上火の元も心元無き段訴え出、牢舎願ひ候得えば、是又入牢、或いは非人溜へ預け置き申し候、其の上にて平心に罷成候へば、元々へ相返し申し候

一 右両様共に手前に差し置き、手に及び難き由願ひ出候類いは、下々の儀に御座候得ば難儀に罷成候に付、只今迄之通り申し付候、以上

はじめの例は、飲酒のため「乱気」のようになり、町内を騒がせ迷惑をかける者は連れてくれば心底直すと申し出るまで懲らしめのため入牢あるいは溜預け(後述)させるというものであり、二つ目は恐らく飲酒によるものとは区別してのことと思われるが、「乱気」になり親類の手に余り、その上火の元の用心も心配な者は入牢、あるいは溜預けさせ、「平心」になれば返すというものである。そして、そのどちらの場合においても、手元に置いて手に余るときには願ひ出たらこのように申し付けよというのが三つ目の内容である。当然ながら、仕置の例が設定されていることは、そのような事例が多数存在することを示している。

このように私宅での監督ができない、あるいはできなくなったために入牢させるということが実際に行われていたことを示す事例が、『河内国丹北郡松原村之内新堂庄屋留書』<sup>9)</sup>に見ることができるので、『旧幕府引継書』からではない

がここにあげる。

恐れ乍ら口上

松原村新堂

栄 蔵

三十七歳

右の者心得方宜しからず農業不出精にて日々酒宴催し候て遊び呉仕り候に付、実父八郎兵衛並びに親類共より度々異見指し加え候へども相用候わずに付、則ち父八郎兵衛より右栄蔵久離勘当致し呉候様是迄村役人へ申し出候得共差し押さえ承知し度々利解申し論罷在候折柄、八郎兵衛死去致し候後心得違い彌増し候様成る都度異見差し加え候得共相用いず〇〇道具並びに衣類等迄残らず売り払い且つ又先頃水作植付けの儘毛上分迄売り払い酒肴買い調え只々遊び呉仕り候に付き、日々之凌方六ヶ敷き様にて御田地建家等質物に差し入れ有之処、右質物売り払い候程勝手過仕り候様相聞き此の儘に捨て置き候ては一家皆潰に相成り候様相見え候に付き、兄八二郎より厳敷く異見指し加え此の段〇〇〇御門伺い申し上げ奉り候処、御含め置き下し成さをめられ有り難く存じ奉り候、之に依に郷蔵にて留置候処自儘え取り計らい致し、我が家へ立ち帰り隠れなど致し村方異見にてはとても改心申さず場合に至り兼ねて此の上村役人人共手元にては致し方も御座無く候に付き、恐れながら此の段何卒右栄蔵御礼し之上格別之御憐愍を以て厚く異見成し下されいた為せ候はば一家相続仕る可く儀等重々有り難く存じ奉り候、以上

慶応式寅年

二月式日

年寄

八 二 郎

庄屋

芝池助一郎

恐れ乍ら口上

新堂

高持百姓

栄 蔵

三十七歳

右の者は心方宜しからず農業不出精にて度々酒宴催し外植え付け之毛其の儘売り払い酒肴等買調え且つ又遊暮仕り親類共よりは是迄数多異見等仕り候得共相用いず、則ち御年貢儀も多分不納仕り候に付き無拋親類共より弁納仕り是迄介抱仕り既に此の節に至り水毛作植え付け之儘売り払い候儀承り此の儘捨て置き候得ば作毛植え付けも出来兼ね候様に付き右御田地植え付け之儀親類共より介抱耕作仕り候に付き何卒右栄蔵異見仕り呉れ置く段私し共迄申し出候候に付き、恐れながら此の段御伺い申し上げ奉り候御含め置き下し成さ為められ候はば村方郷蔵に留置私し共より厳敷く異見仕り度く万一相用いざる節は言上仕り可く候間、其の節御憐愍を以て異見成し下されいた為せ度願い上げ奉り候、右栄蔵に留置候段含み置き成し下されいた為せ候はば有り難く存じ奉り候、以上

慶応式寅年

年寄

五月十九日

八 二 郎

庄屋

芝池助一郎

恐れ乍ら書き付けを以て願い上げ奉り候

一 当村百姓栄蔵心得方宜しからず農業不出精候に付き御異見之儀願い上げ奉り候処、御憐を以て御異見中入牢仰せ付けられ有り難く存じ奉り候、然る処右栄蔵儀悔先非心底相改め候様相聞き候に付き御伺い奉り申し上げ候牢屋へ罷り出で心底承り候処、重々恐れ入り奉り以来急度改心仕農業出精仕る可く間御詫び願い上げ奉り呉れ候様段々相願い候に付き、彌改心致し候様相聞き候に付き、恐れながら此の段御詫び願い上げ奉り候、何卒御慈悲を以て御赦免成し下されいた為せ候はば有り難き仕合わせに存じ奉り候、以上

慶応式寅年六月十八日

年寄

八 三 郎

庄屋見習い

亀 太 郎

庄屋

芝池助一郎

この事例は、「乱心」ということは通常の行動ではなく、本人が酒宴等を進んでやっている飲酒による放蕩に見えるが軽躁度エピソードを思わせるものである。このように社会生活上に問題をもった人が、私宅あるいは村の中で監督され（この事例では郷蔵に留置）、それができなくなった場合に入牢させるという処遇が存在していたことを示すものである。明治初期の精神障害者の社会的な処遇を分析した北原糸子は（1995）、「『全国民事慣例類集』によれば、旧時代来、『放蕩の子弟』に対し教戒のため一室に閉鎖することは比較的広い地域で慣行化している。極端な場合には、父兄の申し出により官に託して手鎖足鎖で拘留させることが報告されている」<sup>(10)</sup>と指摘している。また山崎は、「自宅監置は相続争、財産争奪等所謂お家騒動等の為め、悪用される惧れがあるのでかくのごとく例外的のものとしたので、またその許否の手続き、監督等も嚴重であったのである」「精神病者は入牢せしむるのを原則として居って、自宅監置の檻入は、特別の場合は許可した例外的な処置であった」<sup>(11)</sup>と記しており、入牢の事例はかなり多く存在したと考えられる。

### 3 溜預について

溜預（ためあずけ）とは、行路病者、病因、幼年の囚人等を収容し、非人頭に管理させた溜という施設に、精神障害者を収容することをいう。奉行所等から収容を命ぜられるので、収容者は「預かりもの」とか「お預」と呼ばれていた。江戸の溜は、無宿の行路病者を収容する施設として、浅草の非人頭善七と、品川の非人頭松右衛門の囲い内にあった。その後、南北両町奉行・火付盗賊改め・寺社奉行及び勘定奉行から病因を預るようになったが、これら「預りもの」が次第に増加したので、善七及び松右衛門は、囲い或は居小屋の近くに土地をあてがわれ、「溜」を建設するに至った<sup>(12)</sup>。こうして浅草、品川両溜とも元禄13年（1700）に建設されている。溜は、無宿の者・牢屋の重病囚人（ただし罪の軽い者）・幼年囚（罪人が幼年の場合、遠島等の刑は15歳になるまで溜や親族に預けられた後に執行された）に加え、以下に見るとおり精神障害者を収容する施設として江戸時代を通じて機能したのであった。江戸時代の非人には、素性非人がいるとされるが、そのほとんどはこの時期から顕著になる農村等から都

市への人口流入の増加を背景にして生まれた無宿、浮浪者が非人となったものである(野非人)。この無宿等の増加に苦慮した幕府は、帰るべき所在のある者は帰し、帰るべきところのない者は非人手下(ひにんてか)とし、非人の身分に落とし非人頭の管理のもとに置くという政策を実施した。

この溜に精神障害者が収容されていたことについて、山崎はその収容手続きに関する書式を示していたが、ここでは溜に乱心者が入れ置かれていた「圏」が存在していたことを示す文面、図面をあげる。「圏」というのは字義では「かこい、おり」のことである<sup>(99)</sup>。このような記載は、火災や老朽化による破損に際し町奉行所に出された溜の修復、新築の願い書の中にあるのだが、そのなかから浅草溜、品川溜の一例ずつを取り上げる(図3、図4)。

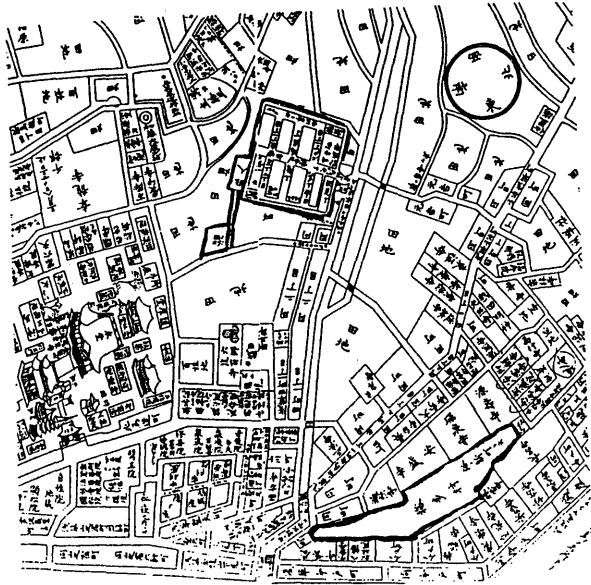
#### ◇寛政元年(1789)の女溜新築願い書

これは『安永撰要類集』(24の中)所収の女溜の新築願いである(図5)。

西五月

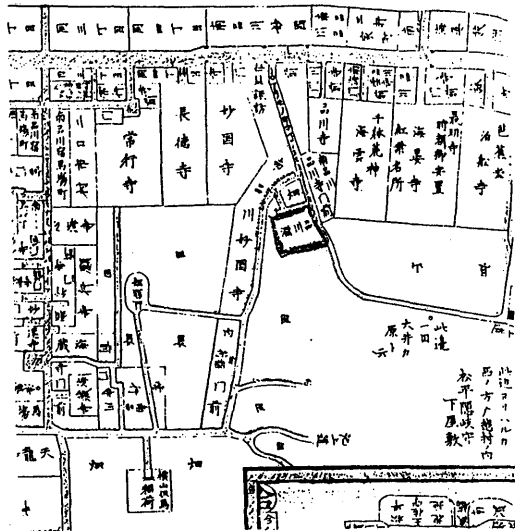
恐れ乍ら書き付けを以てお願い申し上げ奉り候

一 私囲いの内に御座候女溜の儀、拾八年以前辰年二月中本溜一所に類焼仕り候に付き、其の節南御番所様に御願い申し上げ、本溜並びに女溜共仮に相建て、其の後拾三年以前西年中同御番所様へ御願い申し上げ、翌戌年中御入金頂戴仕り、本溜は新規に建て直し、有来三間拾間の仮溜を五間挽切二、三の溜めに修復仕り、取り崩し候五間の古木を三分一交え、本溜諸番屋並びに女溜は梁間式間桁行五間、右の内式間に三間女溜、残り二間四方の所へ乱心者入れ置き候壺畳敷宛の圏三つ、溜内庭に壺間に九尺別家、是又壺畳敷宛に仕る圏三つ、其の外壺間に式間の番屋壺ヶ所、右の通り相立て置き候処、六年以前辰四月中女溜類焼仕り候に付き、その節女御預は御願い申し上げ候えば、品川溜御預け替え仰せ付けられ候、女溜此度梁間式間桁行三間柿葺に仕り前三尺通庇を掛け右溜脇へ取り付け、別家壺間に式間半柿葺補理、乱心者差し置き圏壺畳敷宛四つ仕切り、並びに壺間に式間半柿葺番屋壺ヶ所、中矢来五間杉丸田惣囲板塀に仕り、私囲内女溜元地へ別紙絵図面仕様帳の通り、先建て御仮牢崩れ、古木頂戴仕り



(浅草)

(図3)



(品川)

(図4)

候内、十分一古木を交ぜ相建て申し度く存じ奉り候、右御入用金相積み候処、金三拾壹両壹分銀八匁七分四厘五毛相掛かり、自力に相叶い難く御座候に付き何卒、後慈悲を以て御入用金下し置かれ普請、仰せ付け下し置かれ候様恐れながら御願ひ奉り申し上げ候、以上

車

寛政元酉年五月

善七印

これによると車善七の私有地にあった女溜が安永元年（1772）に類焼したため仮溜を建てたが、安永7年（1778）に本溜を新築、女溜を修復した際、「乱心者」の圈をつくったとしている。これが一疊敷ずつ三つに仕切られたということは図面にも示されている。天明4年（1784）にその女溜が類焼したため、それ以後は女の「お預」は品川溜に預かり替えされたとしているが、乱心者について触れていない。おそらくおそらく女「お預」と同様の処置であったと思われる。この件についての役人の文書のなかには、「品川は手遠いため」と奉行所側の事情も書き添えられている。そして寛政元年（1789）に女溜が新築され、その際乱心者がとなり合わせで建てられている。今度は1間×2間半を一疊敷

寛政元酉年五月

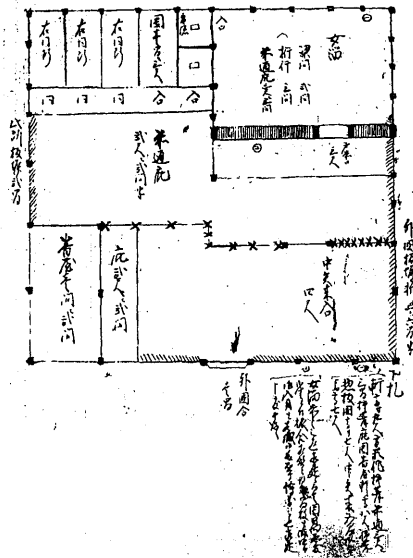
本人代善七御相建度有存預申候事  
上高女溜善七御代善七御相建申候事  
相建此抄下高女溜有存預申候事  
八月廿五日  
乱心者  
善七御代善七御相建申候事

儀善七御代善七御相建度有存預申候事  
以本辰年四月廿五日御代善七御相建申候事  
其礼分者高女溜御代善七御相建申候事  
地相建度有存預申候事  
宇高女溜御代善七御相建申候事  
其高女溜御代善七御相建申候事  
私代善七御代善七御相建申候事  
礼分者高女溜御代善七御相建申候事  
名高女溜御代善七御相建申候事  
高女溜御代善七御相建申候事  
通高女溜御代善七御相建申候事  
儀善七御代善七御相建申候事  
御代善七御相建申候事  
御代善七御相建申候事

西下丹

御代善七御相建申候事  
御代善七御相建申候事

(図5)



(図6)

ずつ四つに仕切ったとある(図6)。そして32両あまり掛かったので下し置かれるようにと依頼している。

◇安永7戌年(1778)の品川溜の修復願い書

これは少しさかのぼるが、『安永撰要集』(24の中)にある品川溜(図7)の修復願である。

安永七戌年六月品川松右衛門差出候願書

恐れ乍ら書き付けをもって御願い申し上げ奉り候

一 品川溜預け破損仕り候に付き、先松右衛門御修復の儀お願い申し上げ候べき処、欠落仕り候間去る酉年三月中右跡非人頭私へ、仰せ付けられ候得共、溜大破に及び御預者等、仰せ付けられ難き候、之に依り有来の通り本溜女溜乱心者圏番屋矢来板堀等御修復の儀願い上げ奉り候、尤も右御入用金別紙仕様帳内訳帳の本溜番屋囲い矢来板堀の分金七拾四両貳部銀拾二匁九分六厘、女溜乱心もの圏番屋の分金拾貳両三分銀三匁壹分八厘七毛、都合金八拾七両貳分銀壹匁



九厘三毛相懸かり候に付き、右御入用金下し置かれ候様願ひ上げ奉り候且つ又先年より類焼並びに御修復等、仰せ付けられ候節、度々御金下し置かれ、其の打ちには松右衛門足し金仕り候儀も御座候得共、私儀先松右衛門欠落仕り候以後去る西三月中右跡非人頭 仰せ付けられ貯金等も一向御座無く右御修復仰せ付けられ候付き、足金等仕り候儀は相叶い申さず候、右積み立ての通り御金下し置かれ候はば有り難き仕合わせに存じ奉り候、則ち絵図面並びに仕様帳御入内訳帳溜発端書差し上げ、此の段願ひ上げ奉り候、以上

品川

安永七戌年六月

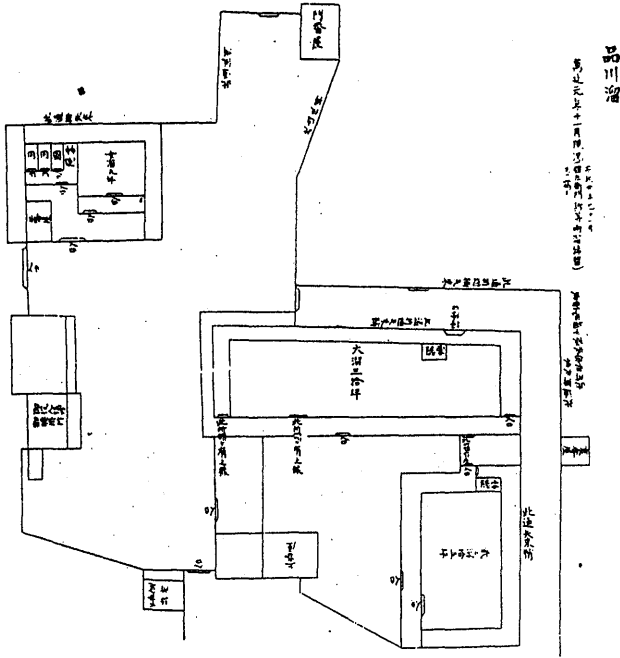
松右衛門印

破損の理由はわからないが、主要な施設の修復を願ひ出た文書である。品川溜にも浅草溜と同様に乱心者を入れ置いた圈があったことがわかる。ここでは紙数の都合で紹介できないが、奉行所から渡される費用についてのやり取りがあったことが、これに続く文書でわかる。奉行所側は先例を示し「欠所金」<sup>(4)</sup>という考え方を採り、松右衛門側は先代の松右衛門が欠落したため、代わったばかりでは貯金もないという事情に加え、担っている役割を強調し、かかった費用を求めたようだ。「全く牢屋同然に相成り候儀に御座候間、松右衛門願ひの通り、溜修復御入用金下され置き候儀に有る可きに御座候哉に存じ奉り候」と役人に言われている。結果、松右衛門が申し出た金額に決まったようだが、4分割で支払われている。

### Ⅲ 考 察

以上は、私たちのこれまで検討できた『旧幕府引継書』のごく一部から確認できたものである。

私たちは、山崎佐の「精神病者処遇考(4)」で山崎が挙げている「幸い残存せる係役人の手控帳及び諸留書」を山崎文庫等で調べたが、未だ見出せていない。しかし、山崎の述べた精神障害者の処遇については、『旧幕府引継書』に収録されている一次資料など別の資料により確認できた。



(図7)

山崎の論考のとおり「乱心」者についての処遇は社会的に問題を起すおそれのある者に適用された。但し、入檻（私宅監置）、入牢等では、それを確認するために家族のみならず、親戚や五人組、名主も連署している。さらに特筆すべきことは、このような願い書が渡されると奉行所より、その願い出を確認するために役人が見分に来て、書類で報告書を作っており、さらに小十人（これについては不明）と医師が連名で口上（意見書）を訴えている。口上については病状や服薬の様子を書き記してあり、医学的な観察に基づく報告をおこなっている。

入牢については、躁、興奮状態が社会的問題に関連した時に行われているらしいことがわかる。

溜は、病因や幼少者を預かっているが、その中に乱心者も入っている。これは非人頭の管理下に置いたから非人手下つまり非人身分にさせたことになる<sup>(15)</sup>。

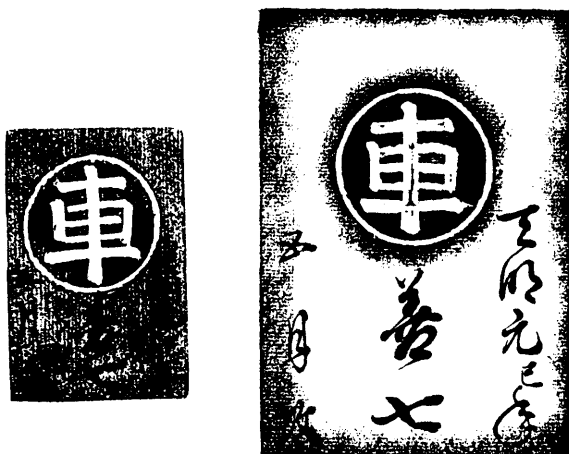


図8 (京大法学部蔵「非人鑑札」より)

乱心者の人数等はまだわからないが、入檻、入牢に求められた名主、家主、家族、五人組等の連名による願い書が必要とされていないところに特徴がある。江戸市中に流入した「欠落」者のうち、乱心者は、この溜に収容したと思われる。いわば「貧困の狂者」であるだろう。

非人(乞食)については、非人頭の名を書いた非人鑑札(図8)を家の軒先に張り出しておけば、非人は物乞いに来ないし、非人は非人の鑑札をつけてはじめて乞食ができたという。貧困の狂者(poor lunatics)への処遇は、Asylum(癲狂院)とWorkhouse(労役場)で処遇した英国、巨大なAsylumを作って隔離収容したフランスと比べて、日本は隔離収容せずに非人制度で対応したのが特徴である。これが明治以後に「作られた」家族への責任とされるようになったこと、その結果私宅監置を招いたことは次の機会に述べる。

#### IV おわりに

私たちは、『旧幕府引継書』をもとに山崎佐の示唆した近世の精神障害者への処遇を検討し、「入檻」「入牢」「溜預」について確認した。このような「乱心者」

への処遇はその後の精神病患者監護法にもつながるものであった。それ故、私宅監置の原点、精神病患者への蔑視が江戸後期から引き継がれていることにも注目してほしいと願っているこれらについては次回に譲っておく。

注

- 1) これらの代表的著作として小田晋「日本文化史における狂気概念と実態」(『分裂病の精神原理』4、東京大学出版会、1976年)や立川昭二『近世病草紙』平凡社、1979年等が挙げられる。
- 2) 『神経学雑誌』34号、1932(昭和7)年、55ページ。
- 3) 昼田源四郎『疫病と狐憑き』みすず書房、1985年。
- 4) 須田圭三『主要業績集』、『飛騨〇寺院過去帳の研究 第Ⅱ部 基礎研究』医療法人人生仁会 須田病院、1987年。
- 5) ロレンR. モシャー、ロレンゾ・ブルチ著、公衆衛生精神保健研究会訳『コミュニケーションヘルス』所収、桑原治雄「解説」、中央法規出版、1992年。
- 6) 南和男『江戸の社会構造』塙書房、1969年、344ページ。
- 7) 山崎前掲書、60ページ。
- 8) 石井良助『江戸の刑罰』中央公論社、1964年、19～20ページ。
- 9) 関西大学法制史学会、関西大学経済学会経済研究室共編『大阪周辺の村落史料(第一集庄屋留書)』関西大学出版部、1955年。山崎前掲書、58ページ。
- 10) 北原糸子『都市と貧困の社会史』吉川弘文館、1995年、313ページ。
- 11) 山崎前掲書、61ページ。
- 12) 高柳金芳『江戸時代披差別身分層の生活史』明石書店、1979年、25～26ページ。
- 13) 白川静『字通』441ページ。
- 14) 欠所金については現在のところ不明であるが、「欠所」が財産刑のひとつで、死罪等に付加される地所、財産の没収という刑という意味からすると、そのような金から捻出することになっていたのかとも考えられる。
- 15) ハンセン病者も江戸時代に非人として処遇されたことが明らかにされている。三春藩では「発病者があると、町役所へ報告してすぐに小屋へ隔離された。(略) 小屋への収容によって、小屋主あるいは穢多頭の監督下に入った」という。東日本部落解放研究所編『東日本の近世部落の具体像』1992年、378ページ。